

記入例

簡易専用水道設置届

平成26年 4月 1日

大和市長 あて

① 設置者(法人又は組合にあつては、主たる事務所の名称及び所在地並びに代表者の氏名)
 郵便番号 242-8601
 住 所 大和市中下鶴間一丁目1番1号
 氏 名 大和 太郎
 電 話 046-260-5106



次のとおり簡易専用水道を設置したので、大和市水道法施行細則第11条の規定により届け出ます。

建築物の名称		大和総合環境ビル					
設置場所		大和市深見西八丁目6番12号					
管理形態 ②	自 主 管 理	担当者 氏名 大和 次郎 電話 046-260-5106				常駐・非常駐	
	委 託 管 理	住所(所在地) 委託先 氏名(名称) 電話				常駐・非常駐	
建築物概要 ③	主 用 途	共同住宅(戸数)・専用住宅・事務所・店舗・学校・工場・ 病院・旅館・その他()					
	延 床 面 積	500 m ²	階数	地上 3階 地下 0階			
	給 水 開 始 日	平成26年4月1日	棟数	1棟			
設 備 概 要	受水槽 ④	設 置 位 置	屋内・屋外	床上式・その他 ()	槽 数	1槽	
		有 効 容 量	15.0 m ³	材 質	コンクリート・鋼・FRP・ その他()		
	そ の 水 槽 ⑤	設 置 位 置	屋内・屋外		槽 数	0槽	
		有 効 容 量	m ³	材 質	コンクリート・鋼・FRP・ その他()		
	給 水 方 式	⑥ 高置水槽方式・圧力水槽方式 ポンプ直送方式			水 道 直 結 栓	⑦ 有・無	
	配 管 材 質	⑧ 鋼管・亜鉛メッキ鋼管・塩ビライニング鋼管・その他()					
そ の 他	ビ ル 管 理 法	⑨ 該当 ・ 非該当					
	防 せ い 措 置	⑩ 有(防せい剤 _____ ・その他 _____) ・ 無					
備 考							

受水槽以外に水槽(高置水槽等)がない場合は「0」槽と記入

《記入方法》

「簡易専用水道設置届」と「小規模受水槽水道給水開始届」は、様式の記入項目がほぼ同じですが、様式が異なるのでご注意ください。

【①. 「設置者」欄】

- 「設置者」とは、簡易専用水道を設置している者をいい、一般には当該簡易専用水道の設けられている建築物等を所有している者をいいます。従って、当該建築物等の管理について第三者に委託している場合であっても、簡易専用水道の管理義務は当該設置者に課せられます。（管理を委託している管理会社等ではありません。）
- 押印をお願いします。

【②. 「管理形態」欄】

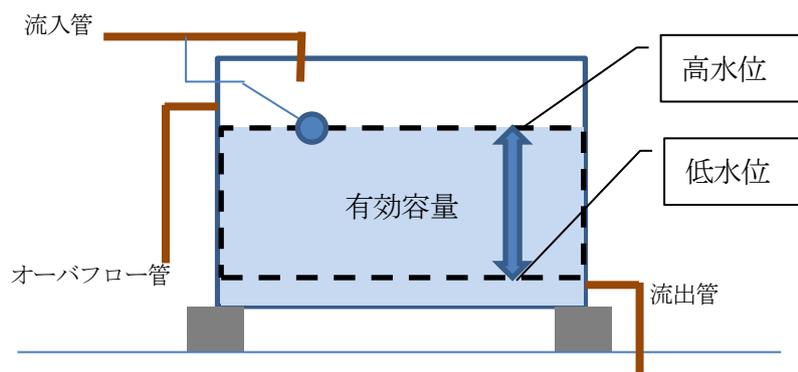
- 管理会社等に受水槽の管理を委託している場合には、「委託管理」の欄にご記入ください。

【③. 「建築物概要」欄】

- 受水槽からの給水が行われる建築物を対象にご記入ください。
- 延床面積とは、建築物の床面積の合計のことです。
- 地下がない場合は、「階数」欄に「地下0階」と記入してください。

【④. 設備概要の「受水槽」欄】

- 有効容量は、槽内の高水位と低水位の間の水の容量です。



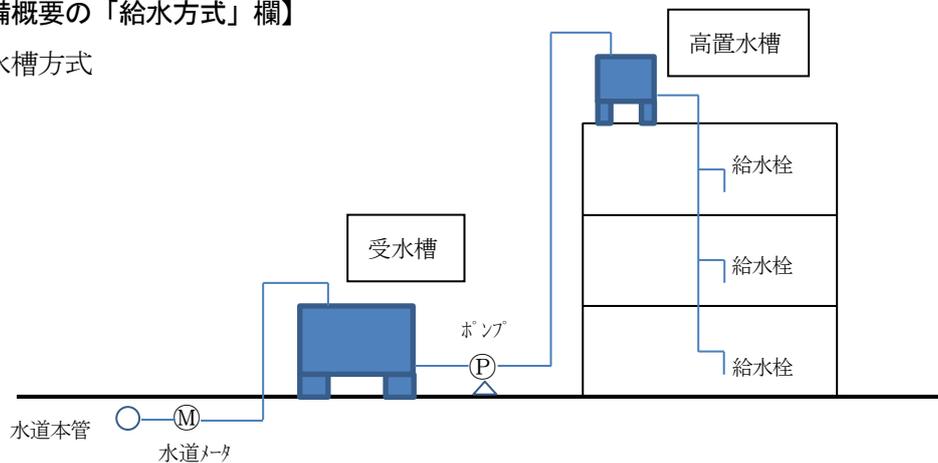
- なお、受水槽はなく高置水槽のみがある場合には、高置水槽を受水槽として扱ってください。（高置水槽の有効容量が10 m³以下の場合には、「小規模受水槽水道給水開始届」になりますのでご注意ください。）

【⑤. 設備概要の「その他の水槽」欄】

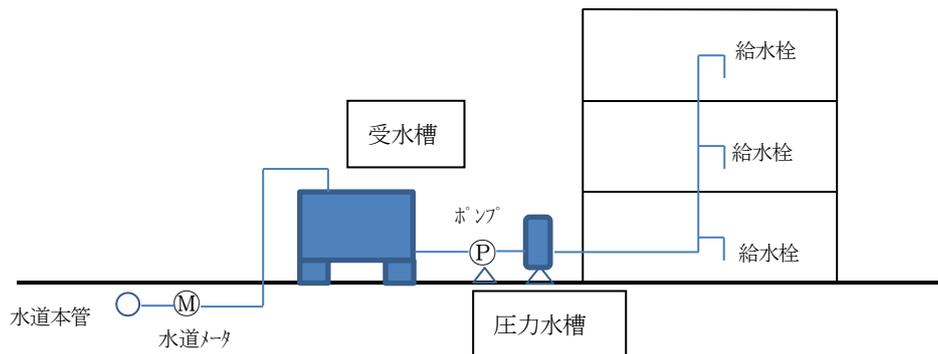
- 受水槽以外の水槽（例えば高置水槽）がある場合にご記入ください。
- 受水槽以外に水槽がない場合には、槽数欄に「0槽」と記入してください。

【⑥. 設備概要の「給水方式」欄】

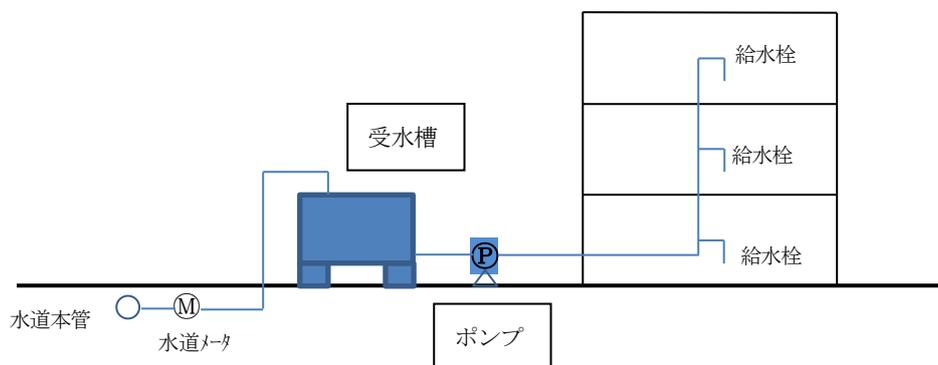
- 高置水槽方式



- 圧力水槽方式



- ポンプ直送方式



【⑦. 設備概要の「水道直結栓」欄】

- 敷地内の建築物に、受水槽からの給水以外に水道直結栓がある場合には、「有」を選択してください。

【⑧. 設備概要の「配管材料」欄】

- 亜鉛メッキ鋼管：鋼管内面に亜鉛メッキを施した管
- 塩ビライニング鋼管：鋼管内面に塩化ビニルをライニング（被覆）した管

【⑨. その他の「ビル管理法」欄】

- ビル管理法の正式名称は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」です。
- 次の建築物（特定建築物）に該当する場合は「該当」に○をお書きください。

（特定建築物）

建物用途	対象となる延べ床面積
興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む）、旅館に使用される建築物	この部分の延べ床面積が3000㎡以上ある建築物
学校教育法第1条に規定される建築物	延べ床面積が8000㎡以上ある建築物

【⑩. その他の「防せい措置」欄】

- 防せい措置は、建築物等の給水（給湯）に防錆剤を注入して配管や設備の腐食の抑制と赤水の発生を防止する目的で行うものです。